

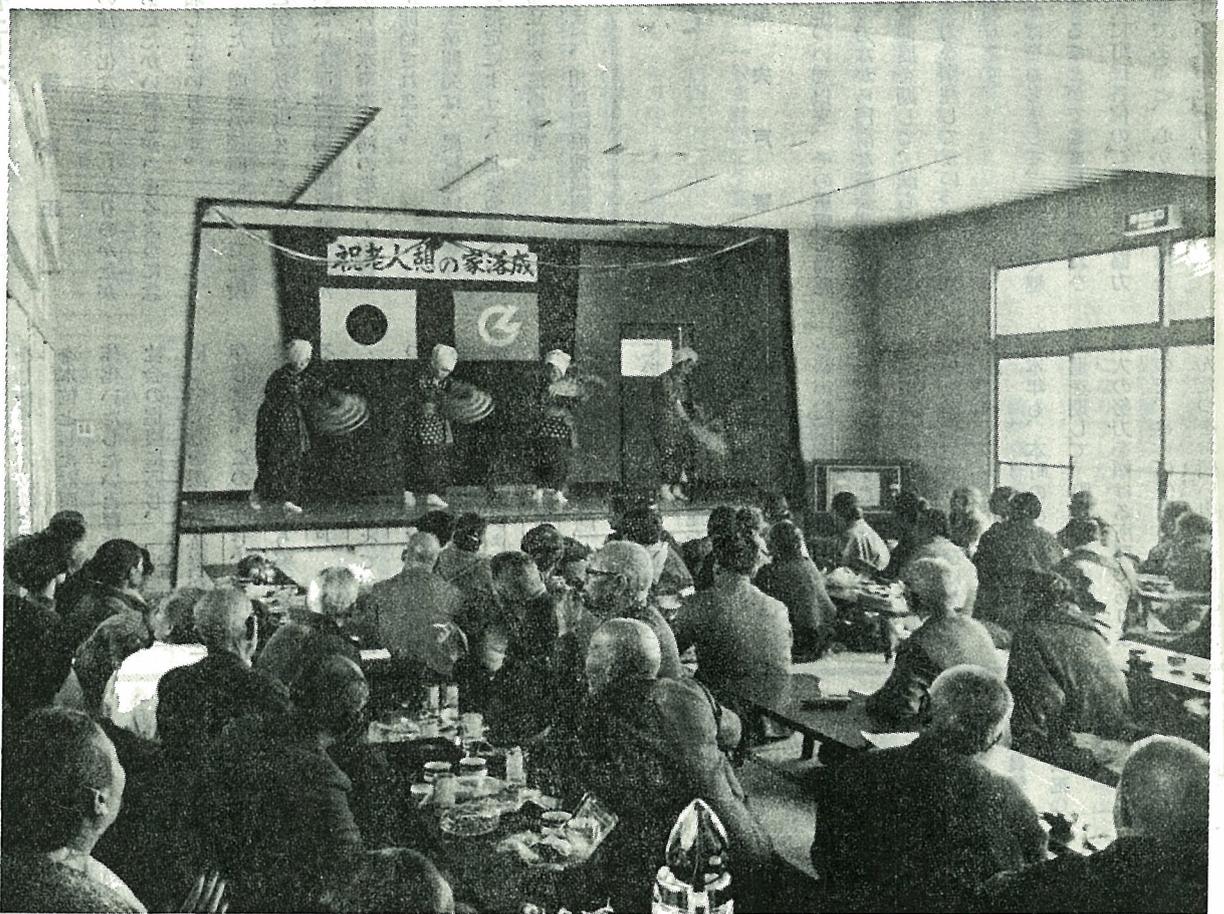
しんち

広報

12月1日現在

	1.850世帯
男	4.081人
女	4.402人
合計	8.483人

48 / 1



とじておきましょう

十日からオープン

夢いっぱい

老人憩の家

「老人憩の家」は、昨年八月に着工、一日も早く利用していただくよう工事をいそぎ、昨年十二月いっぱいまで完成しました。

役場の前、農業後継者センターに接続させて建てたもので、全館暖房付です。

大広間(五六畳)、浴室、休養室、日本間(二)管理入室、事務室などからなっており、としよりのかたたちが気がるに楽しめるように配慮しています。

使用料は、六十歳以上のかたは一回(一日)五十円、その他のかたは一回(一日)百円で、使用時間は、四月から十月までは午前九時から午後五時。十一月から三月までは午前九時から午後四時までとなっています。

申込は、出来るだけ前日までに老人憩の家の管理人へ。

電話でもけっこうです。

(新地二二三、有線二〇一七)

高らかに新しい槌音を

町長 橋 本 正 一

あけましておめでとうございます。わが新地町は、みなさまの一致協力の精進によって年毎に進展の歩みを実感を重ねております。ことしも、人間尊重を土台とした町政を進め、いっそう新地町の発展をはかってまいりたいと存じます。

工業開発は、農村地域工業導入の指定によって、北原地域への工場立地を進めます。また、相馬臨海地域開発につ

年頭にあたって

議長 栗 戸 喜 代 治

昭和四十八年の年頭にあたり、新地町議会を代表しましてついで新年のごあいさつを申し上げます。

町民のみなさん、あけましておめでとうございます。ここに希望にあふれた新春を迎えるにあたりみなさまがたのご清福とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

わたくしは、昨年三月議長の要

が県営事業として、この間にたつたため、事業完了まで町道からはすし農道に編入するものであります。

十三、宇の区域の変更について
大字崎木崎と谷地小屋地区内のうち国土調査により一部変更が必要となったものです。変更する個所については前もって関係者に通知し了解を得ることになっております。

では、関係地域のみなさまの意向をじょうぶに反映させ、住民福祉を本位とした計画を樹立して、具体化したしたいと存じます。一方社会の進展に応じ、「生涯教育」について心を深める必要があると存じます。この意味で、教育の充実について、いっそう努力を傾ける所存でございます。

町民のみなさますべてが力をあわせ、住みよい新地町の実現をめざし新しい建設の槌音を高らかに響かせてまいりましょう。年頭にあたり、心からみなさまの御多幸をお祈りいたします。

に於ても、いっそう決意を新たに、町民の福祉増進を目的として歩んでまいりました。

農業工業ともに振興をめざし、海と緑の健康都市へ隆盛の一途をたどっておりますことは、みなさまのご協力と町行政運営のよろしきを得た結果であり喜びにたえません。

本年も、本町よりいっそうの躍進を期して、町政の内容充実に必要な努力を傾ける所存でありますので、さらに倍旧のご指導とごべんたつをお題い申し上げます。

十二月定例町議会は、昨年十二月十八日から二十一日まで、四日間の会期で行なわれ、「老人憩の家」設置条例など十八の議案を原案どおり可決したほか、官地払下げ、バス回線新設の請願、陣情が五件あり、それぞれ各委員会に審議を付託しました。

可決された議案の内容はつぎのとおりです。

一、専決処分について承認を求め
る
衆議院選挙にともなう費用の予算化についてで、議会を招集するいとまがなかったため、専決処分したものを。

二、職員の給与に関する条例の一部改正

三、職員等の旅費に関する条例の一部改正

四、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

五、議会議員の報酬及び費用弁償

これらはいずれも人事院勧告による給与、旅費の改正とそれに関連して特別職の旅費を改正するものです。

職員の給与は、高校卒初任給が三万七千五百円になるほか扶養手当、通勤手当などが、改められるものです。

七、町営住宅条例の一部改正

八、町営住宅使用料条例の一部改正

ことしの町営住宅は、一種(四〇九平方尺)十戸、二種(三六、五二平方尺)十戸を愛宕団地に建てたもので、これに伴ない家賃などを決めたものです。

家賃(月額)は、
一種 五千九百円
二種 三千九百円

十二月定例議会

「老人憩の家」設置条例など

に関する条例の一部改正

六、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

十一月の正解者十一名

木崎 門馬篤志 北向 星マズ子
狼沢 加藤タケヨ 杉目森みよ子
今泉 菅野昌孝 大山田 荒敏子
菅野ユキ子 今泉菅野一彦
杉目 岡田定市 杉目加藤キヌ子
小川 小野ムメヨ

町長日記

橋本正一

十一月
21日 町営住宅附帯工事入札
22日 相馬市長とともに県企画部長と懇談。相馬臨海開発計画について。

十二月
23日 町民芸能祭出席
24日 県内町村会研修会
25日 健康優良児表彰式
26日 福田小、学習発表会出席
27日 相馬地方市町村会、相馬
30日 砂子田川改修協力委員会

郵便クイズ



一、郵便で小額なお金を送る時は「定額小為替」で送ると便利で
す。何円から、送ることができる
でしょうか。
10円 50円 100円

二、郵便局でもお金を借りることが
できます。何月から借りられ
るでしょうか。
48年1月 2月 3月

三、郵便貯金は何円から貯金がで
きますか。
1円 5円 10円

四、団体割引、簡易保険料を十五

応募要項

1 応募方法 官制ハガキに番号
順に答えだけを書く。

2 しめきり 一月二十五日

3 あて先 新地町企画開発課

4 正解者十名のかたに賞品を差
しあげます。

十一月の正解者十一名

木崎 門馬篤志 北向 星マズ子
狼沢 加藤タケヨ 杉目森みよ子
今泉 菅野昌孝 大山田 荒敏子
菅野ユキ子 今泉菅野一彦
杉目 岡田定市 杉目加藤キヌ子
小川 小野ムメヨ

11日 相馬地方広域圏組合定例議
会
13日 地方バス路線関係説明会
14日 相馬方部衛生組合議会
16日 新地保育所お遊戯会出席
18日~21日 十二月定例議会

九、老人憩の家設置条例の制定

老人憩の家が役場の前に完成し
いよいよ今月十日から使用を開
始しますが、この老人憩の家の
設置に伴ない、使用の許可、使
用料などについてきめたもので
す。

○ 六十才以上のかた
一人につき 一回 五十円
○ その他の者
一人につき 一回 百円

十、老人医療費の助成に関する条 例の一部改正

老人福祉法の一部が改められ、
老人医療費の支給が、ことしの
一月から行なわれます。
新地町ではさらに、本人および
扶養義務者の所得制限をうける
者についても、医療費の助成を
行うことにしました。

十一、交通指導員条例の一部改正

交通指導員は、三名おりますが
この報酬を改めたものです。

十二、町道路線の一部廃止につ いて

農林漁業用揮発油税財源身替農
道整備事業として新地町狼沢線

十五、国民健康保険特別会計補正 予算について

三万八千円の補正で、職員
給与改定によるものが中心です
この結果、予算総額は八千八百
四万五千円になりました。

十六、新地簡易水道事業特別会計

補正予算については、積立金
の三十万円の中心です。この結
果予算総額は六百六十三万二千
円になりました。

十七、駒ヶ嶺簡易水道事業特別会 計補正について

三万九千円の補正で、この結果

成人式おめでと 国民年金加入もどうぞ

一月十五日は成人の日。新地町でも、ことし成人に達するかたは二百八十名おります。

社会人として多くの権利が与えられ、義務が課せられますが、国民年金に加入することもその一つです。国民は必ず何かの年金制度に加入することになっています。

ですから、厚生年金保険などの被用者年金制度の加入者で、その制度から年金をうけることができ

る人、これらの人の配偶者、雇間部の大学生を除いた二十歳から五十九歳までの人たちは、必ず国民年金に加入しなければなりません。

二十歳になったばかりで、年金といっても実際にもらえるのは遠い将来のことだからといって、真剣に年金のことを考えようとしな

い傾向がありますが、いまは元気で働いていても、やがては年をとって働けなくなるときがやってきます。

それに平均寿命が伸びていることを考えあわせ、いまから老後の生活を考え、準備しておかなくてはなりません。

二十歳になって国民年金に加入しなければならない人で、まだ加入していない人は、加入することが、本人自身にとって非常に利益になることです。ますます役

場の窓口で加入の手続きをしてください。

また雇間部の大学生でも二十歳以上であれば希望して加入できますから、この機会に加入をおすすめします。

老人憩の家に善意の手

老人憩の家の備品や施設の一助

厚くお礼申し上げます。



にと、各方面から善意が寄せられています。厚くお礼申しあげます。

金十万円 橋本正一氏

金四万円 黒沢正造氏

金二万円 寺島エナヨ氏(小川)

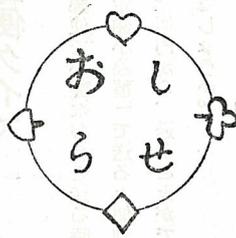
寺島さんは七十九歳で、昨年の

老人作品展に手まりを出品し入賞

しましたが、この作品が売れ、そ

のお金を寄付したものです。

金二万円 町議会議員一同



新地町

小泉俊明さんから

公民館に掛時計寄贈されました

厚くお礼申し上げます。

郵便貯金の預金者に

貸付けはじまる

郵便貯金をいっそう利用しやすくするために、一月から預金者貸付けの取扱いを始めます。

予期しないお金が急に必要になり、心ならずも貯金をおろさなければならぬことがあります。

こんなときに、郵便局の貸付けを利用されますと、貯金はそのままにしてこれを担保に、必要なお金を借りることができます。

▽貸付金額 一人最高十万円以内
▽貸付期間 六ヶ月
▽利率 率 三、二五〇六、二五

〇(担保にされる貯金の種類、預入時期および預入期間によって異なります)

▽申込み 担保とされる貯金の証書または通帳と印かんをお持ちのうえ郵便局貸付けの申込み書兼借用書を作成すれば、その場で貸付金をお渡しします。

福祉センター

第十三期生募集

1 入所資格 身体障害者手帳を有

する肢体不自由者であって、著しい身体障害、精神障害または伝染性疾患がなく、日常生活において、他人の介護を必要としない者。

2 募集人員 二十五名

3 募集科名

- (1) タイプ印刷科
- (2) 洋服洋裁科
- (3) 時計科
- (4) 手工科

4 入所期間 原則として一ケ年

5 願書締切日 一月三十一日

6 選考日 二月上旬

7 入所日 四月五日

8 応募申請手続 希望者は次の書類を役場住民課に提出する。

- (1) 入所願
- (2) 履歴書
- (3) 戸籍抄本
- (4) 健康診断書
- (5) 写真

(上半身脱帽3×4寸)

その他くわしいことは、役場住民課へどうぞ